

二国間協定の概要

相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、以下のような一定の条件を付した医師免許を与えている。

- ① 日本国政府が認めた医療提供施設において医業を行うこと
 - ② 日本の公的医療保険を利用しないこと
- 等

二国間協定の現在の締結国

(1) イギリス(昭和39年3月～)

診療可能施設は3カ所、医師7名の枠(現在は6名の受入れ)

(2) アメリカ(昭和46年6月～)

診療可能施設は2カ所、受入れの枠なし(現在は5名の受入れ)

(3) フランス(平成8年3月～)

診療可能施設は3カ所、医師1名の枠(現在は1名の受入れ)

(4) シンガポール(平成14年1月～)

診療可能施設は埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪及びこの隣県
医師7名・歯科医師2名の枠(受入れ実績なし)

二国間協定の見直し

医師資格制度に係る二国間協定の対象国を拡大するとともに、国家戦略特別区域内に限定して、人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行う。